

使用開始日：2013.08.19

アムンディ・アジア・リート・ファンド

追加型投信／海外／不動産投信

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・アジア・リート・ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年2月22日に関東財務局長に提出しており、平成25年3月10日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	不動産投信	その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	年12回 (毎月)	アジア オセアニア	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円(2013年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

1兆5,534億円(2013年5月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

● ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

● ファンドの特色

1

マザーファンドの受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除くアジア※諸国・地域の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます)されている不動産投資信託証券(リート)に投資します。

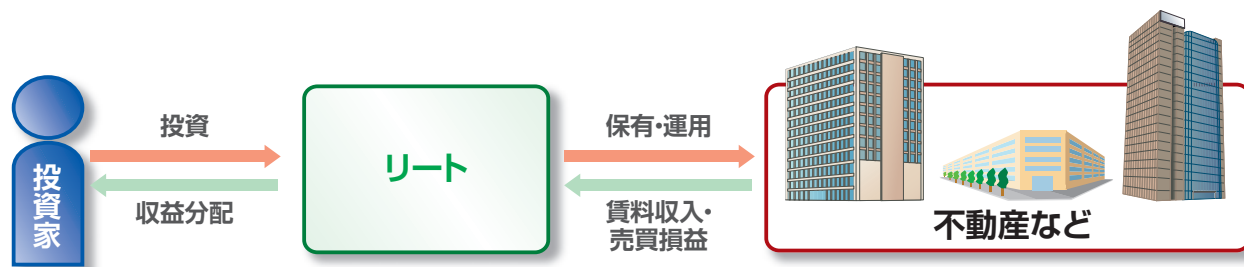
※アジアには、オーストラリア、ニュージーランドなどのオセアニア諸国も含まれます。以下同じ。

*不動産投資信託証券を、以下「リート」といいます。

■不動産投資信託証券(リート)(REIT: Real Estate Investment Trust)とは

不動産を主な投資対象とする投資信託あるいは投資法人の総称です。賃貸オフィスビルや賃貸マンションなど安定した収益を生んでいる不動産を取得し、その賃貸収入や売却により生じた収益から不動産の維持・管理费用や支払金利を差し引いた利益を投資家に分配します。

■リーートのしくみ(イメージ)



2

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

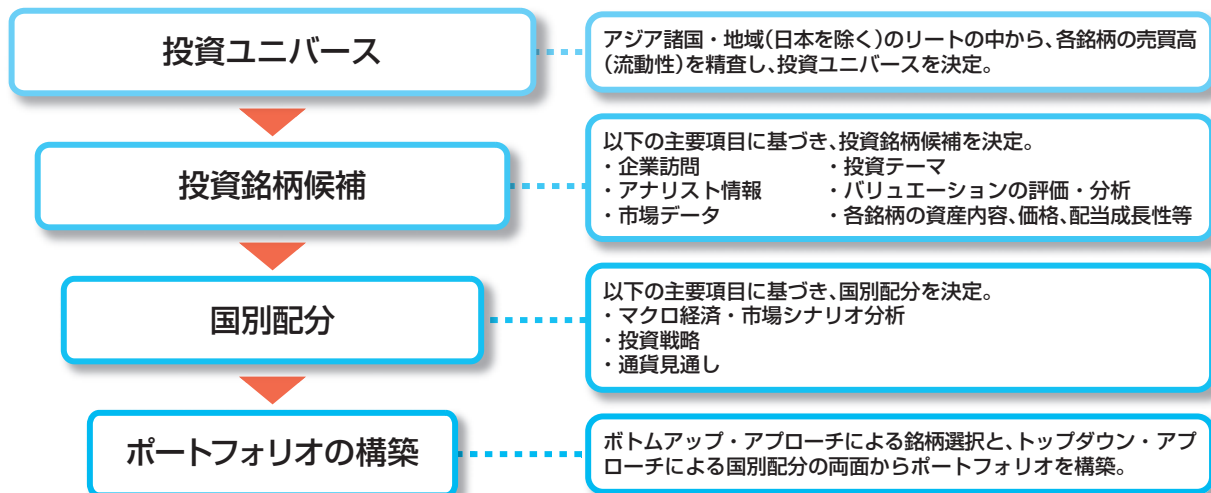
3

原則として、毎月8日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益配分方針に基づいて分配を行います。

- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 原則として、第6期決算時(平成25年9月9日)より分配を行う予定です。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 運用プロセス

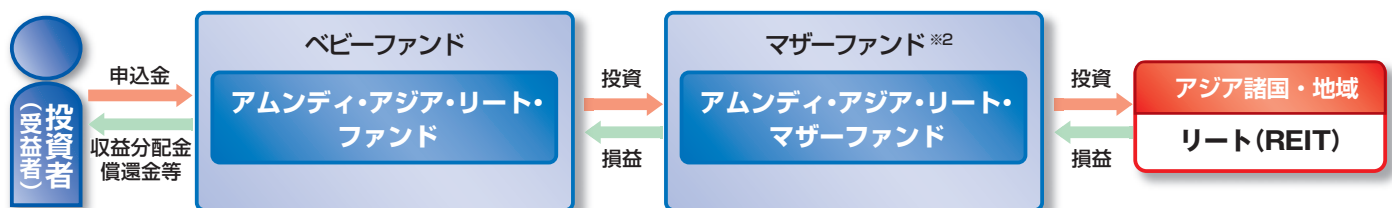


* 運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

● ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式^{※1}で運用を行います。

〈イメージ図〉



※1 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

※2 「アムンディ・アジア・リート・マザーファンド」に係る運用指図の権限は、アムンディ・ホンコン・リミテッドに委託します。

アムンディ・ホンコン・リミテッド

アムンディ・ホンコンは、1982年に設立され、アムンディ・グループのアジアにおける資産運用拠点として運用実績を有します。

● 主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

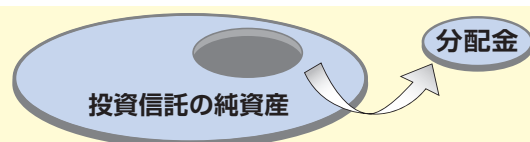
● 分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

● 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

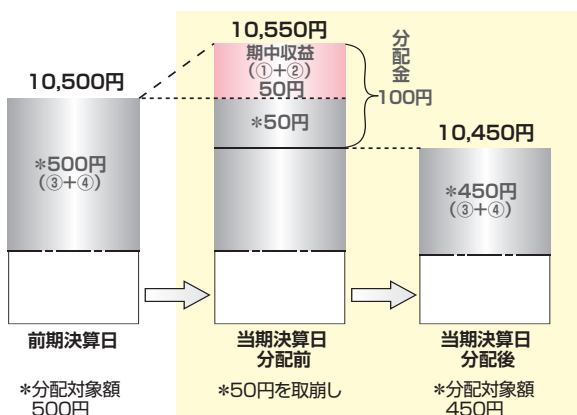
投資信託で分配金が支払われるイメージ



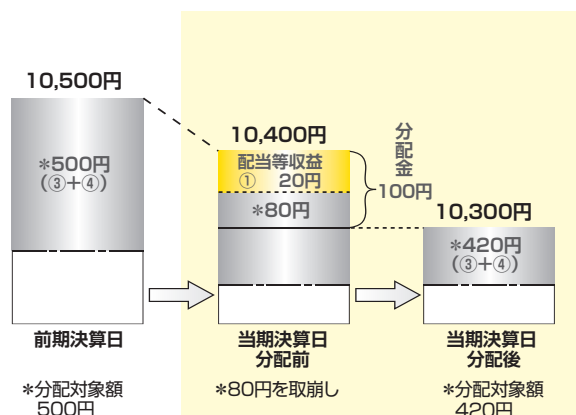
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

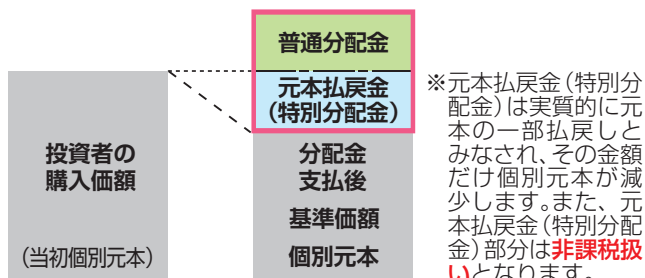


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

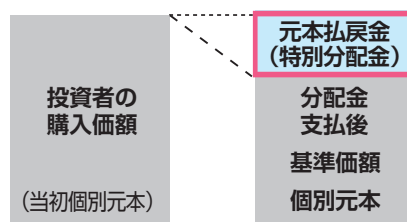
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



● 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主としてリートなど値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① リートの価格変動リスク

リートの価格および配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、金利、リートの収益および財務内容の変動、リートに関する税制、会計制度等の変更等、様々な要因で変動します。ファンドが実質的に投資するリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 為替変動リスク

ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

③ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる可能性があります。ファンドの投資対象国・地域には新興国が含まれます。一般的に、新興国の経済状況は、先進国に比べてぜい弱である可能性があります。そのためインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。さらに政府当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性があります。この場合は、投資する資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

● その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. アジア諸国・地域への投資に関する留意点

ファンドはアジア諸国・地域に限定して投資を行うため、十分な分散投資効果が得られない場合があります。

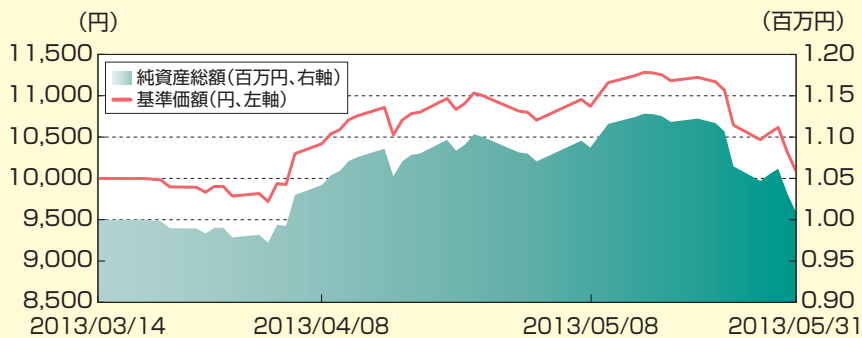
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

● リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

● 基準価額・純資産の推移



* 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	10,088円	純資産総額	1.0百万円
------	---------	-------	--------

● 分配の推移

決算月	分配金
1 期(2013年4月8日)	0円
2 期(2013年5月8日)	0円
設定来累計	0円

* 分配金は1万口当たり・税引前です。

● 主要な資産の状況

[ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄、国・地域別比率はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。]

◆ 資産構成

資産	比率
投資証券	99.01%
現金等	0.99%
合計	100.00%

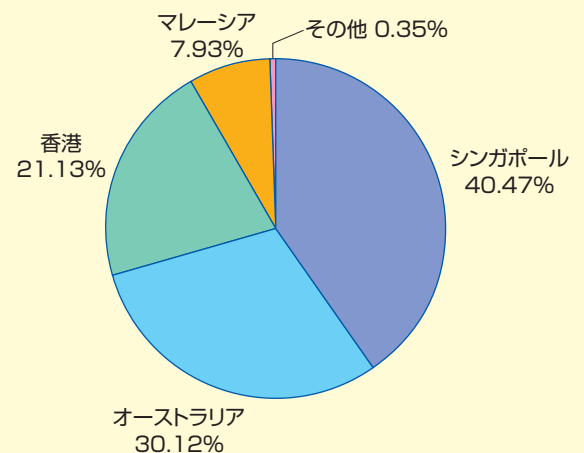
* 比率は純資産総額に対する実質投資割合です。

* 現金等には未払諸費用等を含みます。

◆ 組入上位10銘柄 (マザーファンド)

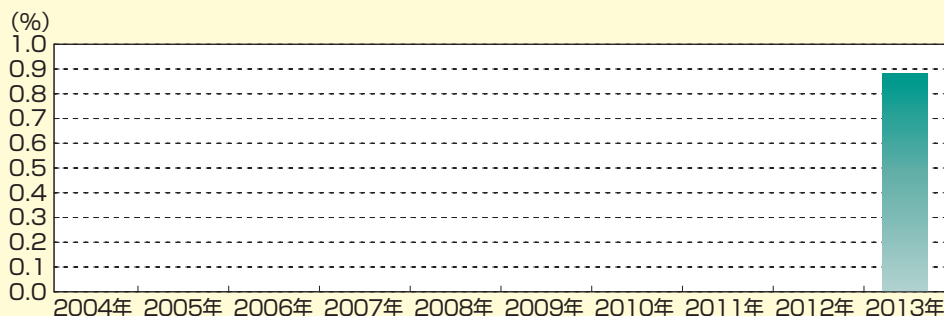
銘柄名	国・地域	比率
1 LINK REIT	香港	9.77%
2 WESTFIELD GROUP	オーストラリア	7.11%
3 YUEXIU REIT	香港	6.72%
4 CAPITAMALLS MALAYSIA	マレーシア	6.15%
5 GOODMAN GROUP	オーストラリア	5.50%
6 KEPPEL REIT	シンガポール	4.82%
7 ASCENDAS REIT TRT	シンガポール	4.72%
8 CAPITAMALL TRUST	シンガポール	4.48%
9 CAPITACOMMERCIAL TST	シンガポール	4.13%
10 CDL HOSPITALITY TRST	シンガポール	3.75%

◆ 国・地域別比率 (マザーファンド)



* 四捨五入の影響で合計が100%とならない場合があります。

● 年間収益率の推移



* 年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

* ファンドにはベンチマークはありません。

* 2013年は設定日(3月14日)から5月31日までの騰落率を表示しています。

● 期間別騰落率

期間	騰落率
1 ヵ月	-6.72%
3 ヵ月	—
6 ヵ月	—
1 年	—
3 年	—
設定来	0.88%

* 騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。



● お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購 入・換 金 申 込 日 受 付 不 可 日	ファンドの休業日(香港証券取引所の休業日、香港の銀行休業日、シンガポールの祝休日、オーストラリア証券取引所の休業日、オーストラリアの銀行の休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合)には、受け付けません。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時※までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 の 申 込 期 間	平成25年3月14日から平成26年5月9日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。
信 託 期 間	平成25年3月14日(設定日)から平成30年2月8日までとします。
繰 上 償 還	委託会社は、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年12回決算、原則毎月8日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年2月、8月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降) 配当控除・益金不算入制度の対象ではありません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

● ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は 3.15%(税抜3.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し 年率1.575%(税抜1.5%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。		
	[信託報酬の配分] (年率)		
	委託会社 0.777% (税抜0.74%)	販売会社 0.735% (税抜0.70%)	受託会社 0.063% (税抜0.06%)
その他の費用・ 手数料	毎計算期間末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。		
	委託会社がマザーファンドの投資顧問会社に支払う報酬額は、投資信託財産の日々の純資産総額に年率0.74%を上限として乗じて得た金額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。		
	◆上記の運用管理費用(信託報酬)は本書作成日現在のものです。		
その他の費用・ 手数料	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(特定資産の価格等の調査に要する諸費用、監査費用、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます)、受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。		
	また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。		
	※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。		

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

- ◆上記税率は平成25年12月31日まで適用されるものであり、平成26年1月1日以降、20.315%となる予定です。
- ◆少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。